

公文書不存在決定通知書

スポ第244号  
平成26年4月30日

様

佐賀県知事 古川 康



平成26年4月22日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が不存在のため開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があつたことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

請求に係る公文書の 件名又は内容	Tポイントレディース ゴルフトーナメントの事業報告書
存在しない理由	開示請求時点においては、事業報告書の提出があつていないため
担 当 部 局	佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課スポーツ企画担当
公開窓口の電話番号	電話番号(代表) 0952-25-7334 (内線) 1718
備 考	(代表) (内線)